

| | |
|------------------|---|
| Title | 断種法の理念とその人口政策的意義 |
| Sub Title | |
| Author | 寺尾, 琢磨 |
| Publisher | 慶應義塾理財学会 |
| Publication year | 1939 |
| Jtitle | 三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.33, No.12 (1939. 12) ,p.1517(1)- 1554(38) |
| JaLC DOI | 10.14991/001.19391201-0001 |
| Abstract | |
| Notes | |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19391201-0001 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

慶大総長 小泉信三著 ◇四六判一八四頁 ◇定價一圓 ◇送料一五銭

學府と學風

小泉慶大総長最近の所懐を凝縮したるもの。一萬巻生の師父として、或時は嚴戒せる教へ子を憶ひ、或時は早賜職を前に、スポーツ精神を説く等、情味溢るゝ行文の裡に、人間小泉の赤襟々な姿と、恩顧義塾傳統の毅然たる學的精神とを、隨處に感得するこゝとが出来る。時局に對する憂國の至誠と、社會批判の眼光の鋭さ、更に大福澤の衣鉢を傳へる平易なる衣に包んだ含蓄の深さは、廣く一般學生諸君、父兄先輩の一讀を奨めたい。巻末に書中の人名、書名、事件等の詳細なる索引を附す。

慶大教授 加田哲二著 ◇四六判三九〇頁 ◇定價一圓五〇銭 ◇送料一五銭

如何にして學ぶべきか

學習と研究の方法

學問とても最小の努力を以て最大の効果を擧ぐるに如かず。徒に積習墨守、非能率的な勉強方法に、青春の精力を徒費するは東の宜しきを得たものとは云へない。系統的に學習と研究の方法を説ける本書は學生に不知不諳の間に社會科學の最高峯に達する登攀技術を會得せしめ、學問の興趣の油然として湧き起るを感じしめる、一面初學者、獨學生の相談相手としてその體驗を包まず打明けた著者の學的自叙傳とも云へよう。最後の文献資料は、列舉せられた好著約一千部、學海に掉す網好のバイロットである。

慶大助産師 宮下正美著 ◇四六判三〇〇頁 ◇定價一圓八〇銭 ◇送料一五銭

兒童讀物の選び方

附良著百選

わが子の讀書はわれ等の讀書。われ等のバトンをリレーするわが子の教養のための圖書選定の指南として小林澄兄博士の力強き援助の下に、著者多年の體驗を縦横に活用して成れる本書を、今や誇らかに世のお父様、お母様に捧ぐ。幼児より中・女學校の下級生に至る迄の讀書指環を前編とし、後編には兒童圖書より良著百種を選び、これに綿密なる解説を加ふる。一讀、必ずや斯くも良著が存在するものよと、わが子のために歡聲を擧げられるに相違ない。父様母様先づ讀むべく、教育家また必備の書。

電話三田二七九一番
振替東京一五八〇番

慶應出版社

東京芝區三田

三田學會雜誌

第三十三卷

第十二號

斷種法の理念とその人口政策的意義

- 目次
- 序
 - 一、環境と素質
 - 二、遺傳の原則と人間の遺傳性疾患
 - 三、優生學的人口政策
 - 四、斷種法の規定
 - 五、斷種法より期待される結果について

寺尾琢磨

政府は今回「民族優生制度案」の要綱を決定し、來るべき議會に上提して成立の時は早速實施する豫定と傳へら

斷種法の理念とその人口政策的意義

(一五二七)

れる。右案は悪質遺傳斷種法案に外ならず、この種の法規の必要なることについては筆者自身幾度となく愚見を發表し來つたところであるから、これが成立と實施とは衷心希望に堪へぬことは勿論である。併し同時に、これが効果の限界について正しい認識を缺いてはならぬ。本法さへあれば國民素質の向上は期して待つべしと速断する人も現はれるかも知れぬが、これは怖るべき妄想である。斯かる態度は、認識不足の點に於ては、理も非も辨へず頭から否定してかゝる懷疑論者と毫も異るところはないであらう。よつて私は以下に、斷種法を要求するところの悪質遺傳の問題と、この法規が人口政策に於て占める地位について一應の説明を加へたいと思ふ。勿論問題の中心たる遺傳學については私は門外漢であるから、記述は常識論を出せず、それすら或ひは重大な謬ちを犯してゐるかも知れない。豫め諒承を乞ふ所以である。

一、環境と素質

一國の富強及び文化の程度を決定するものは、言ふ迄もなくその自然的物的要素と人的要素である。この人的要素とは人口の大きさ、構成並びに素質であるが、素質とは人口の肉體的精神的能力、即ち健康と智能の謂ひである。人口とは個人の集團であるから、もし各人が優れた素質を有するならば人口そのものゝ素質も優れたものでなければならぬ。故に個人の素質が如何にして形成されるかを明かならしめることは、畢竟人口の素質が如何にして形成されるかを知りうる所以である。

惟ふに個人の健康及び智能の程度が著しい程度に環境の影響によることは何人と雖も否定し難いであらう。同じ種子も、その蒔かれた土地の如何によつて、成育の状況を異にすると同様に、人も亦生れてからの四圍の環境即ち榮養・教育其他萬般の外的條件によつて、肉體的精神的發育状況を異にすることは避け難いところである。そして斯かる後天的外部條件を過度に重視すれば所謂「環境説」Environmentalism となるのであつて、この種の見解が種々の形態に於ける社會學説として現はれたことは周知の事實である。ヒポクラテス(Hippocrates)の自然的環境説はボーダン(Bodin)、バックル(Buckle)、トゥールヴヤル(Tourville)等に繼承され、プラトニー(Plato)やアリストール(Aristotle)の社會的環境説はゴドキン(Godwin)、オーウェン(Owen)、マルクス(Marx)の如き無政府主義者や社會主義者によつて祖述され擴張された。

併し吾人は、たとへ如何に環境の力を重視しても、同時に人の、先天的素質を度外視することは許されない。先天的素質とは個人が生れながらにして有する素質であるが、斯かる素質は各人の外貌が相互に異ると同様に、各人に於て異なるものである。生れながらにして虚弱な者と強壯な者があり、生れながらにして智能の劣る者と優れた者がある。斯かる優劣は人種間に存在すると共に、同一人種に於ても家族間或ひは血統間に存在する。即ちこれらは一般に遺傳的なものである。「一般に」と言つたのは先天的なるもの必ずしも全部が遺傳的なものではないからである。遺傳とは受胎の瞬間に傳へられる素質であり、従つて受胎後に於て母體より感染した素質(例へば梅毒)は、子が生れながらにして具へた素質即ち先天的素質ではあるが遺傳ではない。併しこれらは寧ろ例外であつて、大部分の先天的素質は兩親から遺傳されたものである。

素より個人の價値は彼の先天的素質のみによつて決定されるものではない。爾後の環境の良否は或ひは優秀な先天的素質を埋木とし、或ひは劣等なそれを改善する。これは肉體的素質についても、精神的素質についても言へることである。珠磨かざれば光なしとか、氏より育ちとかの格言は何れもこの間の消息を喝破したものである。併し同一條件の下に於ては素質の良否が決定的である以上は、たとへ環境が素質を變化せしめることを如何に承認したところで、良き素質が常に望ましいものであることは依然として眞實である。而も右は環境の力が先天的素質を變化せしめうることを前提としての議論であるから、もしこの前提が否定されるならば素質の良否は個人の、延いて一國人口の優劣を決定する壓倒的要素となるべき筈である。そこで問題は、環境は如何なる範圍及び程度に於て素質を變化せしめうるかといふことになる。併し恐らくこの問題に一義的解答を與へるほど困難なものもあり得ないであらう。蓋し人の優劣を判定すべき厳格な基準は到底あり得ないからであつて、吾人は單に極端なるものについて云々しうるに止まるのである。乍併吾人は遺傳學の原理に従つて、各人の有する遺傳質そのものは如何なる人爲的手段によつても變化せしめられざることを知つてゐる。故に異常に優秀又は劣等の遺傳素質は、環境の如何に拘らず、早晚その本質を發顯するものと斷言してよいであらう。或る家族血統に天才的優質者の輩出し、また別の家族血統に低質者の續出することは屢々見受けられるところである。素よりこの場合にも、その家族に漂ふ或る傳統的空氣が素質の發顯に大なる關係をもつことは認められるが、而も斯かる外的條件のみによつて説明されざることも亦認められねばならぬ。

惡質遺傳の事實とその恐ろしさは、遺傳學の成立を俟たずして既に舊くから認められてゐた。勿論當時遺傳と考へられたもので今日その然らざることの證明されてゐるものは尠くない。結核、癩病、微毒の如きその代表的なものである。併し同時に幾多の精神病又は畸形が遺傳性なることは古代に於てすら認められたところである。これが齎らす惨害は或ひは文學に採り入れられ、或ひは社會研究の好題目とされた。ドストイェフスキーやストリンドベリの諸作品に特に狂人の奇怪な行動や妄想に關する敘述の多いことは人の知るところであらう。

惡質遺傳の社會的研究はググデル(R. Dugdale)のジューク家の研究に刺戟されたと見てよからう。一八七四年紐育州刑務所の調査を依頼されたググデルは偶々在監者のうちに同一血統に屬する者の夥しく多い事實を認め、その家系を辿つて遂に彼等が十八世紀初頭紐育州に定住した一族の後裔なることを發見した。ジューク家は彼がこの家系に附した假名であつて、研究の結果はThe Jukesなる題名の下に一八七七年刊行された。彼の調査した人員は七〇九人に達し、うち五四〇名はジューク血統に屬し、殘餘の一六九名はX血統即ちジューク血統との婚姻者である。これら七百餘名の大部分は貧困者か犯罪者であつて、一八〇名は公共扶助を受け、一四〇名は犯罪者で、うち六〇名は常習窃盜、四〇名は賣春婦であつた。ジューク家によつて殺害された者は七名に達する。一八〇〇年から一八七五年までに紐育州がこの家族のために費した金額は一三〇萬弗を超えた。

ググデルの報告は忽ち學界の注意を喚起し、相繼いで同種の研究に着手せしめるに至つたが、このジューク家そのものも一九一五年にエスタブルック(A. Estabrook)によつて再調査され、翌年 The Jukes in 1915 なる報

告書として刊行された。當時現存の員数は二二五八名で、その半数は精神薄弱者なることが判明した。エスタブルック曰く「ジュークスの犯罪者の全部は精神薄弱者であり、……貧困は肉體的又は精神的缺陷の結果である」と。併し注目し値するのは彼が環境の作用を重視してゐることで、彼に従へばこれら不適格者も早期により環境に移せば改善される見込みもあるのであつて、「四人に一人は感化院で矯正された」と言つてゐる。

ジューク家と並んで著名な遺傳家族はカリカック家(The Kalkhaks)である。この家族はゴダード(H. Godard)の研究によつて明かとなつたもので、マーティン・カリカック(假名)と稱する祖先から出た血統である。彼は上流家庭に生れた正常人で、前後二回結婚した。二回目の妻は正常人で、その子孫——判明せるもの四九六名——は全部正常健全であるが、最初の妻は低能者で、その子孫四八〇名のうち正常なものは四三名に過ぎず、他は多かれ少かれ不適格者で、明瞭なものも低能一四三、癲癩三であり、更に二四名は酒精中毒者、三名は犯罪者、三名は性的異常者であつた。猶ほこれら家庭と共に有名なものはマカロック(O. McCulloch)の發表したイッシュメール族(The Tribe of Ishmael)、ロジャーズ及びメリル(A. C. Rogers & M. Merrill)の發表したサイデム溪谷居住者(Dwellers in the Vale of Siddem)であらう(註)。我國でも例へば徳永淳氏の犯罪家系研究の如き、屢々引用されるところである。

註。アメリカに於ける家系研究については松本良三氏の近著「階級と人口」第二章を参照されたい。

二、遺傳の原則と人間の遺傳性疾患

既にエスタブルックの指摘した通り、斯かる異常家系の劣質が果して全部遺傳的なのか否かは頗る疑問である。惟ふに人間に於ける遺傳の様態を決定するのは常に多大の困難を伴ふことを忘れてはならぬ。これは、動植物については吾人が任意に各種の交配を行つてその結果を観察しうるに反し、人間についてはかかる實驗は不可能だからである。

人間に於ける遺傳の真相は、後に述ぶるが如き種々の事情のために、今なほ曖昧なものが多い。併し人間も亦一ケの生物である以上、他の動植物について確認された遺傳の基本様態は原則として人間にも適用されねばならぬ。周知の如く、遺傳學はメンデル(P. Gregor Mendel, 1822-1884)の行つた豌豆の雜種研究に端を發したもので、一八六六年の彼の論文「植物雜種の研究」こそ、今日の遺傳學及びそれに立脚する優生學の礎石となつたものである。遺傳にはメンデル性と非メンデル性の二種があり、前者は遺傳子が細胞核内の染色體に存する場合で、後者は細胞核外に存する場合であるが、大部分の實例、就中人間に於ては殆ど全部が前者であるから、メンデルの法則を知ることは畢竟人間に於ける遺傳様態を明かならしむる所以である。

メンデルの法則とは彼自ら名づけた命題ではない。メンデルの研究は當時は全く學界の注意を惹かず、一九〇〇年になつて、即ち論文發表後三十四年を経て、偶々和蘭のド・ヅリース(De Vries)、獨逸のコーレンス(Correns)及び埃太利のツェルマク(Tschermak)が殆ど時を同じふしてこの埋れた論文を發見し、自ら實驗を行つてその眞なるを證明することによつて、彼の名を不朽ならしめたのである。そしてメンデル法則とは右論文に於ける若干の

か、又は(6)即ち $AB \times BB$ であらう。蓋し他の形式は何れも病人同志の結婚を意味し、かゝる結婚の一般に回避されることは當然想像されるからである。併し上記の三形態のうちでも(3)よりは(6)が一般である。換言すれば AA よりも AB の方が遙かに多い。蓋し AA を生む結婚は、右に述べたところの「一般に回避される結婚」だからである。斯くて優性遺傳病は殆ど常に(6)の形式によつて傳へられると見てよく、換言すれば斯かる結婚から生れる子供の半数は正常人で、半分は病人である。

然るに劣性遺傳病に於ては範圍は著しく狭くなつて、上記の五通りの方式のうち(1)即ち $AA \times AA$ 、(2)即ち $AA \times AB$ 及び(5)即ち $AB \times AB$ の三通りしか觀察の對象となり得ない。蓋し(3)の $AA \times BB$ 及び(6)の $AB \times BB$ に於ては生れる子供は全部正常人だからである。然らば右の三通りのうち何れの形式が最も多いかといへば(5)即ち $AB \times AB$ である。いま古屋博士によつてその理由を數學的に示せば次の如くである。

「劣性の遺傳因子 A が一般社會人間のあらゆる因子間に現はれる確率を p とし、また B が一般類の遺傳因子中に出現する確率を q とする(但し $p+q=1$)。然らば劣性患者 AA の發生する確率は p^2 、また AB の如きコンドウトール(劣性因子をもちながら表面正常として現はれるもの)の發生する確率は $2pq$ 、更に完全なる健康者 BB の發生する確率は q^2 でなければならぬ。

今更に病人が AB の兩親をもつ確率を x とすれば、 p^2x は一般人中に於けるコンドウトール兩親によつて生れる患者の發見確率である。

然らば

$$p^2x = \frac{1}{4}(2pq \times 2pq)$$

何故ならば右邊もまたコンドウトール兩親の結婚によつて患者の生れる確率だからである。4で除したのは、コンドウトール兩親から生れる患者の數は全體の四分一だからである。乃で

$$p^2x = p^2q^2 = p^2(1-p)^2$$

$$x = (1-p)^2$$

然るに p^2q^2 は非常に小なる數であるから、 x は殆ど1に等しくなる。換言すれば患者の殆ど全部がコンドウトール兩親 AB の如きものゝ子と云ふことになる。(註)

註、古屋芳雄、民族生物學、二二三―四頁。

即ち劣性遺傳病が殆ど常に $AB \times AB$ として傳へられるとすれば、既に述べた理由によつて、生れる子供の四分一だけが病人となるのである。

以上によつて吾人は一般の形式に於ける優性遺傳では子供の半分が、劣性遺傳では子供の四分一が患者なることを知つた。故に理論的にはこれを逆に遡つて、問題の疾病が優性なるか劣性なるかを知りうる筈である。朝顔の花は赤(A)が優性で白(B)が劣性である。いま $AB \times AB$ (兩者とも赤)を求めれば四分の三は赤、四分の一は白なるべき筈である。今井博士が二ヶの赤い朝顔を用ひて實驗した結果によれば赤三五二〇、白二一四八であつた。これ

は殆ど三對一であるから、博士の用ひた朝顔に於ては赤が優性にして白が劣性なることは明かである。もしこの方法が人間の遺傳病にもそのまゝ適用されるならば、問題は極めて簡單であるが、實際には到底適用される筈がない。何となれば一夫婦から數百乃至數千の子供が生れることはあり得ないからである。そこで人間については實際に代へるに統計的方法を以てするのであつて、同じ患者を子供の中にもつ多數の家族を求め、全體に於て半分が健康、半分が患者ならばその疾病は優性であり、四分三が健康で四分一が患者ならば劣性であるとする外はない。併し如何にして適當な家族を求めうるかは至難な業である。蓋し子供が一人乃至二人の如き家族では、明かに遺傳質をもち乍ら、一人の患者すらもたぬことがありうるからで、調査に當つては少くとも一人の患者を認めねば調査の對象とはされないであらう。加之、遺傳病と雖も一定の年齢に達せねば發病しないものもあり(例へばハンティントン・ヒョレア即ち舞蹈病の如し)、又は男子に於けるバセドー氏病の如く、早期に必ず死亡する所謂「致死遺傳子」もあり、或ひは輕微なため判定し難いもの、又は故意に陰蔽されるものなどがあつて、要するに正確な患者の比率は容易に求められないのである。斯くて遺傳の情況は動植物に於ては著しく明瞭となつたに反し、最も重要な人間間の遺傳については今なほ不明なものが多い。これは單に遺傳子の優劣の決定についてのみでなく、實に或る素質が果して遺傳性なりや否やといふ根本問題についてさへも言ひうるのである。蓋し最初に述べた通り、人間の社會生活は極度に複雑で、環境の力が不斷に作用し、遺傳子の自由な現はれを妨げてゐるからである。

斯く人間の遺傳病の決定には幾多の困難が伴ふとはいへ、學者の不斷の努力は次第にこれを克服して、今日では

極めて廣範圍に互つて確證されるに至つた。次に記すものは——多少疑問のものもあるが——略々一般に確認されたものである(初名勉聰、「遺傳と人生」による)。

優性遺傳

一、畸形に關するもの

拇指過多症、短指症、特殊短指症(致死症)、痛風性曲指、手指棍棒狀畸形、指骨融合、裂手症及び裂足症、斜指症、扁平足、蹠足(從性—男優性)、上(下)顎突出、尙便症、脊椎彎局、骨缺損

二、皮膚に關するもの

白斑、雀斑、多汗症、手掌及び足蹠角化症、汗口角化症、黃色腫、蒙古斑、先天性象皮症、上皮水泡症、鱗屑症、血管腫、蕁麻疹、前髪白斑、多毛症、若禿(從性—男優性)、紡績毛、白爪症、爪甲缺損症

三、眼に關するもの

兔眼、吊り目、先天性眼瞼下垂症、亂視、水晶體偏位症、白内障、緑内障第二種、網膜色素變性第二種、家族性角膜濁濁、青色鞏膜(耳聾を伴ふ)、視神経消耗症の一種、先天性眼筋麻痺、先天性夜盲第二種、眼球震盪症

四、耳・齒に關するもの

後葉性耳翼、聽神經萎縮、先天性門齒缺損

劣性遺傳

多指症、内翻足、四肢縮小症、無腦、短小腦、小形腦、無眼球、無眼症、一つ目、小兒性侏儒、軟骨萎縮性侏儒、顛頂骨缺如、外性器男性半陰陽、雙生兒

白子、白斑、上皮水泡症、先天性天疱瘡、先天性魚鱗症

圓錐角膜、睫毛重生、近視眼(或ものは伴性)、遠視眼、小口病、緑内障(伴性)、牛眼(伴性)、白濁點狀網膜炎

先天性聾啞、耳硬化症、犬齒缺如、白齒缺如

五、内科的疾患に關するもの

動脈硬化症(高血壓)、出血性素質、心臟病、喘息、膽石病、腎臟病、多尿症、素質性榮養不良、甲状腺肥大、進行性筋萎縮、骨質脆弱

出血性素質、アルカプトン尿、血友病(伴性)

六、體質・神経系に關するもの

腺病質、小腦性失調、偏頭痛、舞踏病、遺傳性脂肪肥満症(伴性?)

腦性小兒麻痺、運動失調、痙攣性斜頸

七、精神病に關するもの

ヒステリー性素質、神經衰弱性素質、意思分裂性早發性癡呆、躁鬱病、大酒狂(從性—男優性)

早發性癡呆、妄想性精神病、低能、癲癇

優性遺傳らしいもの

前後双指症、指趾過多症、兩手同一舉動症、先天的脫毛症、外耳無し、裂け耳、口蓋披裂、三つ口、無彩症、尋常性魚鱗症、漏斗胸、遺傳性黄疸、脾臟肥大、痛風、痛、惡性貧血、吃劣性遺傳らしいもの

夜尿性、糖尿症、異色性虹彩、巨漢

註、從性とは男女によつて發顯の異なるものをいふ。色盲が男に多く、女に少いのはこの一例である。

注意を要するのは、同一疾患でも遺傳的なもので然らざるものとがありうることである。例へば低能には遺傳的なもの、他に、更に先天的なもの(胎兒中に母體より受けた微毒や酒毒などによるもの)と後天的なもの(生後何等

かの疾病によつて腦髓に故障を生じたもの)がある。癩に至つては遺傳説に對して刺戟説すらあり、後者によれば發生原因は慢性的刺戟(例へば酒や煙草等の常用)に在るといふ。併し癩そのもの、遺傳は否定されても、恰も結核の場合に於けると同様に、これに思り易い體質の遺傳されることは一般に認められてゐる。

註、人工癩については我國の醫學は世界的な業績を擧げてゐる。山根・市川兩氏のタール癩、佐々木隆興氏の藥品癩これである。

遺傳因子は不變性であるから、各生物の素質は先天的に決定されてゐるものである。然らば生物に於ける進化する事實は如何にして説明されるかといふに、一は自然淘汰であり、他は突然變異である。前者について見るに、生存に不適當な素質は生存競争によつて自ら淘汰され、適者生存の原則が行はれることは、動植物の生活状態を一瞥することによつて明かである。唯だこの原則は人間社會には現はれない。これは人間にあつては社會的要因が生物的要因を著しく歪曲するからである。そしてこれが極端に作用すれば逆に不適者生存なる逆淘汰を結果する。次に突然變異とは不明の原因によつて遺傳因子そのものが變化することで、かく變化した遺傳因子は遺傳性をもつから、謂はゞ新種の創造である。植物栽培や家畜飼育に於ては、斯かる偶然的な新種を繁殖させることによつて改良の實を擧げてゐる。人間に於ても突然變異は同様に起りうるから、惡性遺傳質も——人力では如何とも爲し難いけれども——偶然に矯正されることはありうる筈である。併しこれは常に偶然であるから、これに據つて斷種法その他の優生學の方策の價值を割引きすべきではない。

三、優生學的人口政策

右に掲げた如く、人間の間に存在する遺傳疾患は極めて多いが、勿論その全部が怖るべきものではない。遺傳疾患をもち乍ら正常人と異らざる健全な生活を営むてゐる者の勘くないことは屢々見受けられるところであり、加之高年齢に達せねば發病しないもの又は外部からの刺戟を受けねば發病しないものもある。然るにも拘らず、一般に斯かる素質が個人的にも國家的にも好ましいものでないことは明かである。特に心身の活動を著しく阻害するが如き或ひは社會生活を不安ならしむるが如き遺傳質は出來うる限り撲滅されるべきものである。從來人口政策とは殆ど人口數に關するものに限られ、人口質の問題は全く閑却されてゐた。然るに最近に至つて事情は急激に變つて來た。これは一方では遺傳學的優生學の發達によつて素質の問題が科學的に取扱はれ始めたいめであるが、他方人口の質それ自體が悪化せんとしつゝあるためである。第一に、周知の如く、文明諸國に於ては前世紀末以來出生率の激減を示してゐるが、これは主として避妊の普及に歸せらるべきである。避妊は元來所謂「新マルサス主義」Neo-Malthusianism の名の下に勞働階級改善を目的とする一ケの社會運動として發生したものであるが、實際には下層階級よりは寧ろ上中層階級に普及し、最初の精神は殆ど没却されてしまつた。この間の事情は拙稿「資本主義と人口」(日本評論社、新經濟學全集)に記して置いた。然らば今後の人口は上中層階級の相對的減少と下層階級の相對的増大を齎すは必定である。素より吾人は先驗的に上中層人口を優良人口とし、下層人口を劣等人口と斷じうるものではない。肉體的には或ひは下層人口の方が遙かに強健であるかも知れぬ。蓋し自然淘汰は斯かる階層に於て強

力に行はれる筈だからである。併し心身の發達に、下層階級の環境が不利なことは何人も否定し得ないであらう。即ち下層人口の相對的膨脹が一國の文化の將來に決して有利でないことは明かである。

第二に、不適格者必ずしも出産力が弱いとは限らず、寧ろその反對の場合が極めて多いといふことである。常習犯罪者や精神病患者等が概して旺盛な出産力を有することは既に統計的に立證されてゐる。然らば時の經過と共に不純な人口部分は相對的に膨脹する筈で、下層人口の相對的膨脹と相俟つて、所謂「逆淘汰」といふ怖るべき結果を招來するであらう。この事は醫學の進歩による「虚弱者の生存」によつて一段の拍車をかけられる。事實醫學の進歩は驚嘆に値するものがあるとはいへ、今なほその主たる効果が疾病の悪化を防止するにあつて、必ずしも治療そのものにならないことは疑へない。これがために、積極的に健康を増進する代りに、反對に平均的にこれを低下せしめるといふ結果がないとは斷言し得ないのである。遺傳病の如く、人力を以て殆ど如何とも爲し難い事實に關しては、醫學は極めて無力なることを承認せねばならぬ。

故に一國人口の素質を向上せしめるためには、環境の改善と共に、よき遺傳質の保護と劣悪な遺傳質の妨遏を怠つてはならないのであつて、優生學とはこれに關する科學に外ならぬ。優生學はゴルトン(G. Galton)に始まり、ピアソン(K. Pearson)によつて一段の進歩を遂げた新興科學であるが、歴史の短きに比して發展は急速である。これについて優生運動も急激に發達し、一九二二年の國際優生學會を端緒とし、優生學團體國際聯盟(International Federation of Eugenic Organization, I. F. E. O.)の誕生を見、我國にも昭和五年、日本民族衛生學會(昭和十年、

日本民族衛生協會と改名)が創立され、活潑な運動を續けてゐる。

然らば悪質の遺傳及び感染は如何にして妨遏されるかといふに、恐らく(1)無苦死 (Euthanasia)、(2)婚姻統制、(3)避妊、(4)隔離、及び(5)斷種の五つの方法を擧げうるであらう。このうち無苦死とは「慈悲的殺害」とも呼ばれ、絶望の病人又は不具の生兒を殺すことで、實際には行はれてゐるとしても法律上は不法行爲である。末廣博士の「嘘の効用」にはこれに關する興味ある項目がある。何れにしろこれが不法行爲たる以上、これを國家の政策に數へることは出来ないから、結局殘餘の四方法のみが問題となるのである。

先づ婚姻統制について見るに、大部分の國家に於ては婚姻は個人の自由に屬し、我國も亦、年齢の制限を除けば何等の禁令もない。故に如何に悪質の遺傳病患者も結婚して子を生む權利があるのであつて、不合理なるこれに勝るものはない。然るに獨逸では一九三五年十月十八日の「婚姻健康法」 Ehegesundheitsgesetz (詳しくは獨逸民族遺傳健康保護法 Gesetz zum Schutz der Erbgesundheit des deutschen Volkes) によつて、危険な結婚を禁止するに至つた。第一條に曰く

- (1) 左ニ該當スル者ハ婚姻ス可ラズ
- (a) 婚姻當事者ノ一人ガ、相手方又ハ生レ出ズル子供ノ健康ヲ著シク阻害スル恐レアルガ如キ傳染性疾患ヲ有スルトキ
- (b) 略
- (c) 婚姻當事者ノ一人ガ、國民共同體コリ見テ婚姻ガ好マシカラザルガ如キ精神障礙ヲ有スルトキ
- (d) 婚姻當事者ノ一人ガ、斷種法ニ規定セラレタル遺傳疾患ヲ有スルトキ

(2) 但シ(a)ノ規定ハ、相手方ガ生殖力ナキトキハコノ限りニ非ズ

故に結婚に當つては豫め如上の障礙のないことを健康局 (Gesundheitsamt) によつて證明して貰はねばならない。更にこのほか猶太人との結婚禁止令もあるが、これについては既に本誌で論じたこともあり(拙稿、ナチス人口政策概論)、且つ本問題とは直接の關係はない。我國でも近時知識階級の間の結婚では、相互に豫め醫師の證明書を交換することが行はれ出したが、私の聞知するところでは、主として性病の有無を明かにして以て品行査定の一資料たらしめんことを目的とするが如くで、必ずしも優生學的意圖は含んで居らぬようである。

次に避妊も亦悪質遺傳防止の有力な手段である。避妊は出産が何等かの弊害を生ずる惧あるときにのみ是認せられることは言ふ迄もないが、この弊害とは第一に母體の健康を害する場合、第二に生活を低下せしめ家族の心身の維持發達を困難ならしめる場合、及び第三に悪質の遺傳兒を生む惧ある場合である。「不具の子ほど可愛い」とは親の憐情を指したもので、決して斯かる子供によつて親が眞の幸福を味へるものではあるまい。況んや子供自身は生れながらにして終身刑の判決を下された憐むべき存在であり、社會も國家も單に有形無形の損失を蒙るだけである。如何なる見地からしても、斯かる小兒の出産は阻止されて然るべきである。故に悪質の疾病に惱む夫婦に積極的に避妊の方法を傳授し奨勵することは寧ろ國家の義務とされねばならぬ。併し元來避妊は個人的意欲に俟つ外はないから、當事者に遺傳の意義を充分に説明することが前提となる。即ちこの方面の教育を普及する必要が痛感されるのであつて、今日の如く中等學校に於てすら、遺傳とは朝顔や豌豆にのみ存する現象なるかの如き教授法は根本的

に改められねばならぬ。

第三の隔離とは、それを放置することが社会的に危険なる傳染性又は遺傳性患者を一定個所に閉じ込めることで精神病院や癲病院等へ收容するのが普通の方法である。これはコレラ、チフス等の普通の傳染病患者を傳染病院に、犯罪者を刑務所に、不良兒を感化院に收容すると根本精神は同一で、唯だ犯罪者や不良兒の場合の如き刑罰の意味を含まないだけである。惡質遺傳者や癲患者は何れも社會の敗慘者であり、無能力者である。故に各自の家庭にこれが保護を一任し、これら患者自身又はその家族にこれを支辨せしめることは多くの場合困難である。故に必要は痛感され乍ら、我國の如き施設極めて幼稚且つ貧弱で、八萬に達する精神病者のうち精神病院又は代用病院に收容せらるゝもの僅かに三千數百名に過ぎず(昭和九年末)、天刑病として忌避される癲病も亦、全國では三萬人も居り乍ら、療養所に在るものは六千六百名に止まる(昭和十一年七月)。文化施設に急激な改善の期待し得ない我國の現状の下に於ては、隔離は到底有力な手段とはなり得ないであらう。

最後に斷種(Sterilization)に言及すべき順序となつた。上記の各種手段は何れも何等かの方法によつて患者に子供を生ましめぬことを目的とするから、理論的には斯かる患者について直接にその生殖力を剝奪するのが最も有効なるべき筈である。これが爲に行ふ手術を斷種といひ、これを規定した法規を斷種法といふ。曾ては斷種は優生學以外の見地から行はれたこともあるのであつて、往時の支那宮廷に仕へた宦臣とは刑罰として又は便宜上「宮刑」なる去勢手術を受けた者である。去勢は畢丸又は卵巢を剔出することであるから、最も完全な方法ではあるが、これ

によつて内分泌障害を起し、著しく性的特質に變調を生じ、男は女に、女は男に似て来る。精神活動も亦異常を來すから、今日では殆ど家畜についてしか適用されない。現在は主として、喇叭管又は輸精管を結紮する方法か、或ひはレントゲン放射法が用ひられる。弊害の少い點では前者が優れ、簡単な點では後者が優れてゐるが、一般には前者が行はれる由である。そこで問題はこれを規定した斷種法とは如何なるものか、またそれによつて期待されるものは何かといふことである。

四、斷種法の規定

斷種法の成立したのは勿論最近のことで、現に行はれてゐる國はデンマーク、エストニア、フィンランド、ノールウェー、スエーデン、獨逸、メキシコ一州、スイス一州、カナダの一部、北米合衆國の一部である。このうち、獨逸と合衆國を除けば、規模何れも小にして特に記すべきものはない。

合衆國では大戦後、既述の犯罪家系及び低質家系の研究に刺戟されて斷種法制定の氣運濃厚となり、一九二七年バック(Buck)對ベル(Bell)事件に關する大審院の判決によつて、強請斷種の原理が確立されたのである。現に斷種法の存在するのは二十九州である。併し各州の規定は必ずしも一定でなく、従つてこゝにその一々を擧げることとは割愛せざるを得ない。一九三八年一月までにこの法の適用を受けた者は二七、八六九名に達し、就中カリフォルニア州のみで、二二、一八〇名を占めた。これに次ぐものはヴァージニア、カンサス、ミンガン、ミネソタ及びオレゴンの諸州である。

註、判決文の一部に次の一節がある。"It is better for all the world, if instead of waiting to execute degenerate offspring for crime, or to let them starve for their imbecility, society can prevent those who are manifestly unfit from continuing their kind. The principle that sustains compulsory vaccination is broad enough to cover the cutting of the Fallopian tubes. ... Three generations of imbeciles are enough."

併し今日斷種法の最も整備してゐるのは獨逸である。一九三三年ヒットラーはその政權樹立と共に相繼いで人口政策に關する幾多の重要法令を發布し、獨逸民族を量と質の両面から改善せんとする決意を示した。これについては私は既に本誌上に論じたことがあるから、こゝに再び繰返へすことを避けるが、その際私は、ヒットラーが出生率激減といふ量の問題に直面しながら、なほ且つ或る程度までは量を犠牲に供せざるを得ないところの質の問題を採り上げた態度を賞讃した。彼の言ふ質とは、必ずしも醫學的な意味のみでなく、所謂民族的血統の純不純をも包含するものであるが、少くもその斷種法 (Gesetz zur Verhütung erbkranken Nachwuchses) は全く遺傳病妨遏のみを目的とする。本法は一九三三年七月十四日に發布され、翌年一月一日から實施された。その全文は次の如くである(手元にある法文が不完全なため、第三條以下の譯文は阿部文夫著「優生講話」に據つた)。

第一條

- (一) 醫學上ノ經驗ニヨリ子孫ガ重大ナル肉體的又ハ精神的遺傳障害ニ患ル虞ノ充分ナル遺傳性疾患ヲ有スル者ハ、外科手術ニヨツテ斷種サル、コトヲ得
- (二) 本法ニ於テ遺傳性疾患トハ次ノ疾病ヲ指ス

- (1) angeborener Schwachsinn (先天的精神薄弱)
- (2) Schizophrenie (精神乖離性)
- (3) zirkulärer (manisch-depressiver) Irnsinn (躁鬱病)
- (4) erbliche Fallsucht (遺傳性癲癇)
- (5) erblicher Veitstanz (Huntingtonsche Chorea) (遺傳性舞蹈病)
- (6) erbliche Blindheit (遺傳性失明)
- (7) erbliche Taubheit (遺傳性聾啞)
- (8) schwere erbliche körperliche Missbildung (強度ノ遺傳性肉體的畸形)
- (三) 強度ノ酒精中毒者モ亦斷種サル、コトヲ得

第二條

(一) 斷種ヲ爲サントスルトキハ本人ニ於テ申請ス。本人ニシテ禁治産者ナルトキ、又ハ十八年未滿ナルトキハ、後見裁判所ノ許可ヲ受ケ法定代理人ヨリ申請ヲ爲スコトヲ得
其ノ他ノ制限能力者ハ法定代理人ノ同意ヲ得テ申請ヲ爲スコトヲ得、成年ニ達シタル者ニシテ保佐人ヲ附セラルル場合ハ其ノ同意アルコトヲ要ス

- (二) 申請ニハ被斷種者ガ斷種ノ意義及效果ヲ了知セル旨ノ獨逸國ノ免許ヲ得タル醫師ノ證明書ヲ添附スベシ
- (三) 申請ハ取下グルコトヲ得

第三條

斷種ハ左ノ者ニ於テモ申請スルコトヲ得

斷種法の理念とその人口政策的意義

(1) 官 醫

(2) 病院、療養院、養育院及刑務所内ニ在ル者ノ爲ニハ其ノ施設ニ長タル者

第四條

申請ハ書面又ハ登録ニ依リ優生裁判所ノ事務所ニ之ヲ爲スコトヲ要ス。申請ノ事由タル事實ハ醫師ノ診斷書又ハ其ノ他ノ方法ニ依リ證スベシ。右ノ事務所ハ申請アリタルコトヲ官醫ニ通知スルコトヲ要ス

第五條

優生裁判所ハ斷種ニ關スル決定ヲ爲シ、被斷種者ガ普通裁判籍ヲ有スル區域ヲ管轄ス

第六條

(一) 優生裁判所ハ區裁判所ニ所屬ス。優生裁判所ハ區裁判所判事、官醫及獨逸國ノ免許ヲ得且優生學ニ特ニ造詣深キ醫師各一名ヲ以テ組織シ、區裁判所判事裁判長トナル

(二) 第二條ニ依ル後見裁判所ノ許可申請ニ付決定ヲ爲シタル者ハ裁判長ト爲ルコトヲ得ズ
官醫ガ申請ヲ爲シタル場合ニ於テハ決定ニ關與スルヲ得ズ

第七條

(一) 優生裁判所ノ裁判手續ハ公開セズ
(二) 優生裁判所ハ必要ナル調査ヲ爲スコトヲ要ス。優生裁判所ハ證人及鑑定人ヲ訊問シ被斷種者ノ出頭及醫師ノ診斷ヲ命ジ故ナクシテ出頭セザル被斷種者ヲ引致スルコトヲ得。證人及鑑定人ノ訊問宣誓竝ニ判事ノ除斥及忌避ニ關シテハ民事訴訟ノ規定ヲ準用ス。證人若クハ鑑定人トシテ訊問セラル、醫師ハ職務上ノ祕密ニ拘ラズ陳述スル義務ヲ有ス。司法

第八條

及行政官廳竝ニ病院ハ優生裁判所ノ請求アリタル場合ニハ之ニ對シ報告ヲ爲スコトヲ要ス

裁判所ハ審理竝ニ證據調ノ結果ヲ斟酌シ自由ナル心證ニ依リ決定ヲ爲スベシ。決定ヲ爲スニハ口頭ノ評議ニ依リ多數決ヲ以テスベシ。決定ハ書類ニ作製シ決定ニ關與シタル構成員之ニ署名スルコトヲ要ス

書類ニハ斷種ヲ決定シ又ハ却下シタル理由ヲ掲グルコトヲ要ス

決定ハ斷種申請者、官醫竝ニ被斷種者ニ送達スベシ

但シ申請ヲ爲ス權利ヲ有セザル被斷種者ニ對スル送達ハ其ノ法定代理人ニ之ヲ爲ス

第九條

第八條五段ニ掲ゲタル者ハ決定ニ對シ送達ノ日ヨリ一ヶ月ノ不變期間内ニ書面又ハ登録ニ依リ優生裁判所ノ事務所ニ抗告ヲ爲スコトヲ得。抗告ハ決定ノ執行ヲ中斷ス。抗告ニ付テハ上級優生裁判所決定ヲ爲ス、抗告期間ヲ經過シタル後ハ民事訴訟法ノ規定ヲ準用シ原狀回復ヲ爲スコトヲ得

第十條

上級優生裁判所ハ上級地方裁判所ニ所屬シ之ト管轄區域ヲ同シクス。上級優生裁判所ハ上級地方裁判所判事、官醫及獨逸國ノ免許ヲ得且優生學ニ特ニ造詣深キ醫師各一名ヲ以テ組織ス。各構成員ニ付二名ノ代理人ヲ任命スベシ。第六條第二項ノ規定ハ本項ノ場合ニ之ヲ準用ス

(一) 上級優生裁判所ノ訴訟手續ニ付テハ第七條第八條ノ規定ヲ準用ス

(二) 上級優生裁判所ノ決定ハ終審トス

第十一條

斷種法の理念とその人口政策的意義

(一) 斷種ニ關シ必要ナル外科的手術ハ病院内ニ於テ獨逸國ノ免許ヲ得タル醫師ニ限リ之ヲ行フコトヲ得。醫師ハ斷種ヲ命ジタル決定ガ終審トシテ確定シタル後ニ非レバ手術ヲ行フコトヲ得ズ。斷種手術ヲ囑託スベキ病院及醫師ハ地方最高官廳之ヲ定ム。

斷種ノ申請ヲ爲シ又ハ斷種ニ關スル決定ニ陪席員トシテ關與シタル醫師ハ手術ヲ行フコトヲ得ズ。

(二) 手術ヲ爲シタル醫師ハ斷種ノ實施ニ關シ其ノ手術方法ヲ明記シタル報告書ヲ官廳ニ提出スルコトヲ要ス。

第十二條

(一) 裁判所斷種ニ關シ終審ノ決定ヲ爲シタル場合ニ於テハ被斷種者ノ意思ニ反シテモ手術ヲ行フコトヲ要ス。但シ被斷種者自ラ申請ヲ爲シタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ。官廳ハ警察官廳ニ對シ必要ナル處置ヲ囑託スルコトヲ得。手術執行ニ當リ止ムヲ得ザルトキハ強制斷種ヲ行フモ妨ゲズ。

(二) 事實ニ關シ再調査ヲ要スベキ事情發生シタルトキハ優生裁判所ハ訴訟手續ヲ再開シ斷種ノ實施ヲ一時中止スルコトヲ要ス。

申請ヲ却下シタル場合ニハ法律上斷種ノ執行ヲ爲スベキ新ナル事由ガ發生シタルトキニ限り訴訟手續ヲ再開スルコトヲ得。

第十三條

(一) 訴訟ニ關スル費用ハ國費支辨トス。

(二) 斷種手術ニ關スル費用ハ被斷種者ガ疾病保險ニ加入セル場合ハ疾病基金ヨリ支辨シ、救護ヲ要スベキ者ナルトキハ慈善團體之ガ支辨ヲ爲ス。其ノ他ノ總テノ場合ニアリテハ官公立病院ニ於ケル醫師報酬規定ノ最低額及看護料ノ平均額迄ハ國費ヨリ支辨シ、之ヲ超過シタル部分ハ被斷種者ノ負擔トス。

第十四條

生殖腺切除及本法ニ依ラザル斷種ノ手術ハ熟達セル醫師ニヨリ且本人ノ生命又ハ健康ニ對スル重大ナル危険ヲ避クル爲メ本人ノ同意ヲ得タルトキニ限リ之ヲ行フコトヲ得。

第十五條

(一) 斷種ニ關スル決定又ハ斷種手術ニ關シタル者ハ黙秘ノ義務ヲ負フ。

(二) 權限ナクシテ黙秘ノ義務ニ違反シタル者ハ一年以下ノ禁錮又ハ罰金ニ處ス。訴追ハ告訴ヲ待ツテ之ヲ爲ス。裁判長ハ告發ヲ爲スコトヲ得。

第十六條

(一) 各邦政府ハ本法施行ノ責ニ任ズ。

(二) 地方最高官廳ハ第六條第一項第一段ノ規定ニ拘ラズ裁判所所在地及其ノ管轄區域ヲ定ム。地方最高官廳ハ裁判所ノ構成員及其ノ代理人ヲ任命ス。

第十七條

内務大臣ハ司法大臣ノ同意ヲ得テ本法施行ニ關スル司法上及行政上ノ命令ヲ發ス。

なほ獨逸には右の外に更に、危険な性的犯罪者に對する去勢規定がある。これは男子にのみ適用され、刑罰と並んで行はれるものであるが、それが去勢といふ形態を採る以上、それ自身一ケの刑罰と目すべきもので、優生學的斷種とは著しく相違するものである。

以上私が敢へて獨逸斷種法の全文を掲げたのは、これを今回の我國の「民族優生制度案」と對比するとき種々の興

味を喚び起すからである。發表された民族優生制度案要綱の全文は次の如くである。

民族優生制度案要綱

- 第一 本制度は専ら遺傳的疾患を防遏し優秀なる民族素質を保護するを以て目的とすること
- 第二 左の各號の疾患の一に罹れる者は其の子又は孫醫學的經驗上同一の疾患に罹る虞極めて大なるとき本制度の規定に依り斷種を行ふことを得ること、但し本人特に優秀なる素質を併せ有すと認めらるるときは此の限に在らざること
 - 一、遺傳性精神病
 - 二、遺傳性精神薄弱
 - 三、強度且惡質なる遺傳性的性格
 - 四、強度且惡質なる遺傳性身體疾患
 - 五、強度なる遺傳性畸形
- 四親等以内の血族中に前項各號の一に罹れる者を各自有する者の間に於ける婚姻に依り其の子醫學的經驗上同一の疾患に罹る虞極めて大なるとき亦前項に同じきこと
- 第一項各號の疾患の一に罹れる子を有する者は將來出生すべき子醫學的經驗上同一の疾患に罹る虞極めて大なるとき亦第一項に同じきこと
- 第三 癩に罹れる者は本制度の規定に依り斷種を行ふことを得ること、但し斷種の申請に付ては命令を以て定むること
- 第四 本制度に依る斷種は命令を以て定むる方法に依ることを要すること
- 第五 何人を問はず生殖を不能ならしむる爲の手術又は放射線照射は之を受け又は行ふことを得ざること、但し本制度の規定に依らざること

定に依り斷種を行ふ場合又は醫師に於て生命若は健康に對する重大なる危險を防止する爲本人の同意を得て之を行ふ場合はこの限に在らざること

第六 斷種の申請は之を受けんとする者より其の配偶者(届出を爲さざるも事實上婚姻關係と同様なる關係に在る者を含む以下之に同じ)の同意を得て之を爲すことを得ること

本人二十五歳以下なるか又は心神耗弱者なるときはその申請につき家に在る父(婚姻に依りその配偶者の家に入りたる者に在りてはその配偶者の父とす以下これに同じ)の同意を得ることを要すること

本人十八歳未滿なるか又は心神喪失者なるときはその配偶者及家に在る父よりその申請を爲すことを得ること

第一項、第三項、第七第二項若は第四項又は第九第二項の場合においてその配偶者知れざるとき又はその意思を表示すること能はざるときはその家に在る父の同意又は申請を以て足ること

前三項、第七第三項若は第四項又は第九第二項の場合に於て家に在る父とあるは父知れざるとき、死亡したるとき、家を去りたるとき又は其の意思を表示すること能はざるときは家に在る母(婚姻に依り其の配偶者の家に入りたる者に在りては其の配偶者の母とす)とし家に在る父母共に知れざるとき、死亡したるとき、家を去りたるとき又はその意思を表示すること能はざるときは戸主とし戸主知れざるとき又はその意思を表示すること能はざるときは親族會とすること

第七 斷種の申請は第六に依るの外精神病院法に依る精神病院、官公立の少年教護院、矯正院若は刑務所の長又は命令を以て定むる衛生官吏若は官公立病院の長より之を爲すことを得ること、但し第二の第二項及第三項の場合に付ては此の限りに在らざること

前項の申請には斷種を受くべき者及其の配偶者の同意を得ることを要すること

本人二十五歳以下なるか又は心神耗弱者なるときは前項の同意の外其の家に在る父の同意をも得ることを必要とすること

前項の場合に於て本人十八歳未満なるか又は心神喪失者なるときは其の配偶者及家に在る父の同意を得ることを以て足ること

第八 第七に依り斷種の申請を爲すことを得る者必要なる同意を得ること能はざる場合に於ても其の疾患著しく悪質なりと認むるときは其の理由を附して申請を爲すことを得ること

第九 斷種の申請は命令の定むる所に依り地方長官にこれを爲すことを要すること

前項の申請には斷種を受くべき者の健康診断書、遺傳調査書及本人(本人十八歳未満なるか又は心身喪失者なるときはその配偶者及家に在る父とす)が斷種の結果に付了知し居る旨の醫師の證明書を添附することを要すること

第十 斷種を行ふを適當とするや否を審査する爲中央優生審査會及地方優生審査會を置く

中央優生審査會及地方優生審査會の組織は命令を以て之を定むること

第十一 斷種の申請ありたるときは地方長官は地方優生審査會の意見を聽き斷種を行ふべきものと認むるや否を決定すること

第十二 第六及第七に依り斷種の申請を爲すことを得る者又は斷種の申請に付其の者の同意を得ることを要すとせられたる者は第十一の決定に對し其の決定の通知を受けたる日より二十日以内に厚生大臣に抗告することを得ること

第十三 第十二の抗告ありたるときは厚生大臣は中央優生審査會の意見を聽き抗告を理由なしとするときは之を却下し抗告を理由ありとするときは地方長官の決定を取消し更に斷種を行ふべきものと認むるや否を決定すること

第十四 中央優生審査會及地方優生審査會は審査の爲必要ありと認むるときは斷種を受くべき者又は參考人に出頭を命じ事實の供述を爲さしむることを得ること第六及第七に依り斷種の申請を爲すことを得る者又は斷種の申請に付其の者の同意を得ることを要すとせられたる者は書面若しくは口頭を以て中央優生審査會若しくは地方優生審査會に對し事實の供述を爲し又は

意見を述ぶることを得ること

第十五 斷種は斷種を行ふべきものと認むる決定確定したる後厚生大臣又は地方長官の命令に依り之を行ふこと斷種を行ふ醫師及場所に關しては命令を以て之を定むること

第十六 第八に依る斷種の申請に對し斷種を行ふべきものと認むる決定確定したるときは厚生大臣又は地方長官は第七に依り斷種の申請に付其の者の同意を得ることを要すとせられたる者の意思に反しても斷種を行ふことを得ること

第十七 斷種を受くべき者斷種を行ふべきものと認むる決定確定したる場合において妊娠中なるときは第六に依り申請を爲すことを得る者の申請に依り妊娠を中絶することを得ること、但し妊娠三月を超えたる場合はこの限に在らざること

第十八 本制度に依り斷種又は妊娠中絶を行ひたる醫師は其の手術又は處置後命令の定むる所に依りその経過を地方長官に報告すべきこと

第十九 本制度に依り斷種を受けたる者婚姻せんとするときは豫め相手方に斷種を受けたる旨を告知すべきこと

第二十 中央優生審査會及地方優生審査會に關する費用並に斷種又は妊娠中絶の費用は國庫の負擔とすること

第二十一 醫師生命又は健康に對する重大なる危険を防止する爲本人の同意を得て生殖を不能ならしむる爲の手術若しくは放射線照射を行はんとするとき又は人工流産(人工早産を含む)を行はんとするときは命令の定むる所に依り豫め行政官廳に届出でしむること、但し特に急施を要するときは處置後届出でしむること行政官廳必要と認むるときは指定したる醫師をして立會診斷を爲さしむることを得ること

第二十二乃至第二十七の罰則(略)

即ち獨逸の法文に比して氣付くことは、第一には遺傳病の範圍が明確に規定されてゐないことである。併し私は規定は寧ろ不明確なるを可と考へる。これは必要に應じて適宜の解釋を可能ならしめるからであつて、遺傳病の如

く範圍廣汎にして且つ強弱様々の症狀をもつものに於ては遙かに賢明な案である。第二には、獨逸で酒精中毒者を擧げたに對し、我國では癲病を擧げてゐることである。兩者は遺傳病ではないが、その結果の怖るべき點から特に例外的に採り入れたのであらう。併しこの種の疾病は他に幾種となく存在するから、兩國が單に一つ宛を擧げたのは何やら異様な印象を與へる。これについては更に再言するであらう。第三には我國の法案が著しく家族主義的色彩に富むことで、斷種なる家庭的影響大なる行爲について特に家族の意思を尊重すべきは當然であらう。併し何れにしる斷種が原則として國家から強請されず、當事者の任意に委ねられてゐることは極めて注目し得るのであつて、これについても後段改めて論及せねばならぬ。

五、斷種法より期待せられる結果について

遺傳の事實が否定せられざる限り、惡質遺傳質保有者より生殖力を剝奪することは、それが適當な手段によつて行はれるならば、如何なる點からも歓迎されて然るべきものである。既に述べた通り、今日の醫術を以てすれば、斷種は決して被手術者に特別の生理的障礙を與へるものではないから、斷種を去勢と同一視して殘虐の刻印を捺すのは全く見當違ひである。如何なる惡質遺傳保持者も、斷種さへ受ければ、安じて結婚しうるのであるから、この點、却つて著しい恩惠的方法と言はねばならぬ。併しこれは個人的見地からの觀察であつて、一度びこれを一國人口政策の見地から眺めれば、多少の疑問を挾まざるを得ない事情がある。

斷種を法規化して國策の一つに採り入れる理由は、これによつて國民の素質低下を妨遏するに在ることは勿論で

あるが、その効果は次の三つの理由によつて著しく稀薄とならざるを得ない。

- (1) 惡質の大部分は遺傳性に非ず、従つて斷種の對象となり得ざること、
- (2) 斷種法の對象となりうる遺傳病は比較的少いこと、
- (3) 錯雜せる今日の社會生活の下に於ては、環境の力による素質低下が一層顯著とならざるを得ないこと。

先づ第一について見るに、結核や梅毒、又は癲病の如き恐るべき疾病は、單なる傳染病に過ぎないから、何れの國に於ても斷種の對象とはされてゐない。併しその慘害に至つては精神病に比して毫も遜色はないのであつて、一般に亡國病として恐怖されることは人の知るところである。民族優生案に於ては特に癲病のみを採り上げてゐるが、少くとも惡質梅毒は同様に取扱はれて然るべきではあるまいか。蓋し所謂「胎内感染」によつて生兒は動々もすれば生れながらの梅毒患者たる場合が極めて多いからである。即ちこの場合の方が癲病よりも一層怖ろしいと言へるかも知れない。結核に於ても幼兒結核の或るものは同様「先天的」ではないかとの疑ひが尠くないといふ。既に癲病なる例外を認めんとする以上、これら類似の事情にある惡疾を排除するのは必ずしも合理的ではない。

次に、上に掲げた遺傳病一覽表から明かな通り、その大部分は減多に見當らぬ一種の奇病であつて、従つて何れの國でも斷種の對象は若干の疾病、特に精神病その他數種に限定されてゐる。これは大部分の遺傳病は患者にも社會にも特別の不幸を與へないからであるが、それにしても斷種の對象の餘りに尠いことは、遺傳惡質の妨遏を目的とする斷種法の効果を減殺する所以である。素より法案中にある「強度且つ惡質」の文字は如何ようにも解釋される

から、或ひは案外廣範圍に亙つて適用されるかも知れないが、實際には恐らく反對に可及的に嚴格に解釋し、従つて申請数は少いであらう。一般に斷種法が強制法たるべきか任意法たるべきかについては學者間に問題のあるところであるが(註)、強制法とすれば豫め範圍をば極端な悪質のみに限定せねばならず、任意法とすれば如何に範圍を廣く規定したところで果して申請者が現はれるかどうかも疑問であらう。申請者が續出するとしても、それが單に知識階級のみで下層階級は依然として無關心だとすれば、百年河清を待つに等しい。何れにしても實際に斷種される員數の極めて少いであらうことは當然想像されることである。

(註) 斷種法は強制法たるべきや又は任意法たるべきや、フォード氏はこれに關して合衆國に行はれる議論を次の如く列記している。

強制法の論據

- (1) Society must protect itself from undesirable births or they will in time outnumber eugenic births. Many but not all of the studies of denigrate families and of family histories of institution inmates show fertility rates higher than the average or higher than those among the more gifted or better educated population.
- (2) Compulsion makes possible sterilization of persons who would not avail themselves of the opportunity to protect themselves and society by undergoing a voluntary operation.
- (3) Compulsion may be safeguarded by limiting the application of the law to cases of feeble-mindedness or insanity in public institutions, hospitals, colonies, or prisons, and by requiring review of the hereditary nature of each defect by a

competent committee of eugenicists before the operation is ordered.

(4) California experience is reported to show that sterilization, though freeing the individual of one of the possible consequences of illicit sex-relationships, does not increase sexual promiscuity, preclude normal sex-relationships, nor harm the patient in any way.

(5) Compulsory sterilization reduces institutional costs by making segregation for eugenic reasons unnecessary, thus permitting the restoration of the patient to the community after his training or cure make that possible.

(6) The patient's interests can be safeguarded and his social restoration facilitated by means of parole under supervision and where necessary by repeated visits to out-patient clinics.

任意法の論據

(1) Compulsory operations will be applied in many states for other than eugenic purposes to the disadvantage of the patient. The operation once performed cannot always be undone—yet it may be performed in error.

(2) They consider that too little is yet known about human heredity and about the heredity of individual cases to warrant many of the operations performed.

(3) They note how markedly the conceptions regarding human heredity have changed within the past generation and anticipate equal advances and changes of judgement of specialists in coming generations.

(4) Voluntary sterilization, if accompanied by careful eugenic training among adults and by the provision of accessible and competent clinics, may be made to reach the noninstitutional cases of defect and still larger group of normal persons who are carriers of hereditary defect. It may thus protect the racial stock as well as it would be protected by compulsory

sterilization.

(5) Compulsory sterilization would involve an unwarrantable invasion of personal liberty if applied to persons of normal mentality. Under present conditions it could not be justified for normal carriers of mental defect or abnormality, since careful outbreeding on their part, or birth control in case of inbreeding, would prevent defective offspring.

(Ford, Social Deviation, pp. 258-9)

最後に、各人の生來の素質が將來健康や智能の發達に至大の關聯をもつことは何人と雖も疑ひ得ざるところであるが、同時に今日の社會組織の下に於ては、社會的環境なる人爲的要素の勢力を如何に重視しても重視し過ぎるものでないことも亦事實である。素質の優劣がそのまま社會的地位の優劣となつて現はれるならば問題は至極單純であるが、幸か不幸かかくの如き相關性は、假令あるとしても、極めて稀薄なるを認めねばならぬ。不良素質者も充分の保護と教育によつては可成りの進歩を遂げうるであらうし、反對に優良素質者も不利な環境に在る限りは生涯を埋木で過ごす外はない。各人が平等の保護と教育とに恵まれない現状の下に於ては、恐らく素質の優劣は寧ろ二次的な意義しかもち得ないのではあるまいか。體位低下の問題が最近識者の間に採り上げられて來たが、もし斷種法を以てこれが直接的對策と考へるならば、大きな失望を経験するであらう。蓋し國民體位が一般に低下したのは、必ずしも悪質遺傳者が増加したためではなく、主として勞働、賃銀、榮養、住宅の如き外的條件の悪化したためである。この條件を改善せざる限りは、如何なる手段も體位の向上を實現しうるものではない。心身の鍛鍊と稱して、一日の勞働又は勉學に疲れた青少年に運動や教練を強制するが如き、果して逆効果に終ることなきや否やは

獨り私のみの杞憂ではあるまい。

政府は斷種法と共に「體力管理」案なるものを提出するといふ。その骨子は未成年者に體格検査を施して不良者に適當な體力増進又は治療を命ずるにあるとの事であるから、もし適當に運用されるならば見るべき効果あるべきは充分期待し得るところである。特に民族優生案と異り、凡ゆる疾病を包含する點に於て一層の意義を認めねばならぬ。併し問題は、被管理者が治療を命ぜられたとき、彼が果してこの命令を遵守しうる状態に在るかどうかといふことである。健康の低下によつて最も打撃を蒙るのは本人自身であるから、不快の徴があれば何人も他から命ぜられずとも醫師に趨り治療に専心するであらう。然るに多數の人々が敢へてこれを怠る所以は、自己又は家庭がこれを許さない状態に在るからである。然らば本案によつて國家が命令を發したところで、餘裕ある家庭の子女は既に醫師の手に委ねられてゐるであらうし、そうでない者は貧困にして到底命令を果し得ない者である。費用を回避して一片の命令で済まそうとするが如き法案ならば、「我國創始の劃期的法案」なる看板は聊か大袈裟すぎよう。即ち最初から國家の負擔たるを承認するか、又は健康保險制度の如きを併用することが望ましいが、何れにする對象を國民全階級となす必要は到底認められない。一般に集團的體格検査なるものが如何に粗雑なものであるかは、學校に於けるそれによつて充分窺へるであらう。大雜把な検査によつて、不健康者が健康者と認められれば、弊害は更に大きく、斯かる検査は無い方がよい。この意味に於ても、私は體力管理は小規模なものとして發足すべきであると考へざるを得ない。

以上によつて斷種法の人口政策的意義は略々その輪廓を盡したつもりである。即ち第一に素質の向上は社會的環境の改善を離れては殆ど無意味に逡いこと、第二に斷種は素質のうち悪質遺傳のみ限定されるから、強制法たと任意法たるとを問はず、その適用の範圍と延いてその効果は極めて大なるを得ないこと、及び第三に故に斷種法と並んで各種の手段、例へば婚姻統制の如きを必要とするといふことである。併し總べてが理想的に行はれると假定しても、一國民の素質といふ大問題は決して急速に解決される性質のものではない。恐らく今後數十年或ひは數百年の年月を必要とするのであつて、恰も植林事業と軌を一にする。否、後者に於ては一度植林すれば後は主として待てばよいのに反し、人口素質の向上はその間不斷の努力を要する點に於て、遙かに多くの忍耐と犠牲とを要求する事業である。以上私はこの法案の効果に對して聊か懷疑的態度を採り過ぎたが、唯だ私は、斯かる根本的問題が政府によつて眞剣に採り上げられたことについては衷心敬意を表さざるを得ないのであつて、これを契機として我國人口政策が從來の末梢的應急策から離脱し、眞の國策として一段の整備を遂げんことを希望して歇まない。併し同じ當局が斯かる法案と共に「産めよ殖えよ」の宣傳に浮身をやつしてゐるところを見ると、當局に果して確乎たる方針ありや否やは頗る疑問となつてくる。現在の狀態の下では多産は必ず多死と素質低下とを來さざるを得ないことは判り切つてゐる。國情も時局も無視して只管ナチス人口政策を踏襲してゐる嫌ひはないであらうか。

(一九三九・一一・一五)

有限會社經營上の若干の問題

小 高 泰 雄

本稿は去る十月十七日日本經營學會に於ける研究報告の爲めに執筆せられたものに、獨逸に於ける最近の有限會社の狀態に關する統計資料を加へ、説明を若干補足したものである。尚ほ本文の執筆に際して、資料の惠投、或は閱覽を許可せられたる増地庸治郎教授、大藏省高橋事務官、日銀調査課窪川清氏、津田利吉教授の御厚意に深謝する次第である。

我國の有限會社法は昨年十三年の議會を通過し、明十五年一月一日より實施せられるものであるが、これによつて會社企業全體が如何なる影響を與へられるか、或は將來設立せられる本會社に對して如何なる經營上の問題が生ずるか、今日これを展望することは困難であるが、こゝでは單に法文を通して考察し、かたゞ獨逸に於ける事情を若干參考したいと考へる。

本邦の有限會社法は株式會社法規の準用規定の多いこと、並びに株式會社と本會社間のみ組織變更の認められてゐる事實(本法五九條六四條)よりして所謂小型株式會社の體裁を備へるものであるとの意見も一部に行はれてゐる